

え！「全員無罪」誰が責任をとるの？

東電刑事裁判の判決が9/19 東京地裁 104号法廷で出されました（2019年9月19日午後1時15分）。勝俣元会長、武黒元副社長、武藤元副社長全員無罪。福島原発事故で多くの人々がなくなり、傷つき、日々の生活を奪われたのにもかかわらず東電幹部の“業務上過失致死傷罪”は成立しないとの判決。

東京地裁の傍聴を希望した人は832人（抽選で40名）。午前10時ごろから多くの市民が集まり東電幹部の責任を求める集会ももたれました。無罪の判決がわかった瞬間地裁前には重い重い沈痛の空気がよどんだと同時に怒りを通り越したなんともいえぬ状況になりました。

あまりにもひどい判決

争点である“国地震予測（長期評価）で出された15.7mの津波への予見可能性の問題”と“原発を止めて対策を探るべき”という点が裁判で争われたわけですが判決では、

- ①被告3人が巨大津波の情報に接した2008年6月～2009年2月頃から対策を講じても工事が完了していたかは不明
- ②原発を止めることについては、“津波についてあらゆる可能性を考慮して必要な措置を講じることが義務付けられるとすれば法令上原発の運転が認められているのに運転は不可能になる。”“東電は電気供給義務を負っている”“原発の運転には小さくない社会的有用性が認められる”だから“社会通念を中心に決めるしかない”と言って“原発を止めるほどの義務はない”としました。
- ③国が2008年に公表した地震予測「長期評価」の客觀性、具体性を認めるには合理的な疑いが残る。
- ④事故の結果は誠に重大で取り返しのつかないものだ。しかし地震発生前までの時点では法令上の規則、国の指針、審査基準のあり方は“絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかつた”。3人は東電の取締役の立場であったが予見可能性の有無にかかわらず当然に刑事責任を負うということにはならない。



この判決では結局被告3人が15.7mの津波の可能性を知っているがいまいが対策工事が完成していたかどうかもわからないし、原発を止めるなどその有用性からできるわけがない。しかも国が出した長期評価に客觀性もないし、絶対的安全性の確保まで前提としているのだから全員無罪にするよといっていることです。

これでは原発立地の住民に「十分対策が採られているから安全です」と言い続け“原発の安全神話”で社会全体にそう思わせていた東電・国の原子力村のプロパガンダの結果について何も問わず、いざ原発事故が発生し責任を問われると「そこまで考えていなかつた」「絶対的安全性の確保まで前提にしていない」と開き直りの論理を展開する司法の知的退廃と、ただただ原発推進のための理屈を言い続ける判決の犯罪性（3・11の大事故への反省のかけらもない）を感じます。

だから、判決が出た後の住民集会で多くの市民から厳しい批判の声が出されました。崎山さんは「今日の真実のない判決で日本はどん底になってしまっている」と。瀬戸さんからは「今、自主避難した人々へ自己責任ですといって公務員宿舎から退去しないから家賃

を2倍払えと請求する福島県・政府の異常さと今日の判決」と問題の根の深さが指摘されました。福島から避難している市民からは「8年以上元の生活がなくなり苦しい日々を送っている私たちは何なのでしょう・・・責任は誰が取るの?」浪江からの避難者からは「2011年2月に東電からいかなる災害でも耐えるものだから安全ですと言わされてきたのにこんな状況になっても誰にも罪を問えないなんて。この国はどこに向かっているのでしょうか?」と。「多くの友人が亡くなっている。首をつって・・人の命が奪われたのに誰も責任を取らない。浮かばれません」と怒りと悲しみの思いが語されました。

「あきらめないでがんばろう」



東電刑事裁判・有罪判決を求めるキャラバン行動

—2019年9月5日行動—

福島第一原発事故が起こり多くの放射性物質が放出され、福島の人々は苦しい思いをしております。津波で家が流されその瓦礫の下にいたであろうおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、小さな子供たちを救い出そうとして浜辺へ行っても原発が爆発して津波被災地区に入ることができなかった。多くの人々が生きていただろうに、そのままにしておいてこざるを得なくさせたのは原発事故。病院から放射能を逃れて避難するなかで多くの人々が亡くなった。否、原発事故で殺された・・・

こんな状況を作り出したのに、8年半たった今も誰一人責任を取っていません。どの首相が責任を取ったのか、責任を取った政治家は一人もいない。事業主である東京電力の会長も社長も副社長も誰一人責任を取っていない。こんな理不尽な、正義のない社会でいいのでしょうか?

福島のそして全国の人々は1万5000人が刑事責任を問う告訴・告発をしました。検察は不起訴。検察審査会で強制訴訟を決めました。1年9ヶ月に37回の公判を持って結審。9/19 東京地裁で判決が言い渡されます。

武藤類子さんら福島の原告の方々が“福島刑事裁判勝利”を求めて全国キャラバンで各地を回りました。9/5 松戸～市川～千葉のルートが設定されました。市川駅前では多くの市川市民も参加しての訴えです。武藤類子さんや弁護士さんからは裁判内容について報告されました。“裁判のなかで政府機関の津波に関する知見が出され福島原発を襲う津波高は 15.7mが明らかに。東電の現場の方々は対策を検討したが勝俣元会長ら東電の幹部は対策を先送りしたことが明らかになりました”と。又、“勝俣・武藤・武黒三被告はみな「記憶がない」「聞いていない」「権限がない」とまったく責任を認めようとしない”とのことです。

これだけの事故を起こしたのに責任を誰一人取らない社会は絶望の社会です。

「9・19 東京地裁で5年の禁固刑が下されるように」と訴えました。

“民主主義と自治そして平和主義”

ふじしろ政夫 047-445-9144

*ホームページ「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」にこれまでの活動報告掲載しています。